

旅費細則

(目的)

第1条 この細則は、中央事務局規程第6条第2号及び第16号の規定に基づき、本会が、会員及び非会員に支払う旅費に関し、必要な事項を定める。

(種類)

第2条 旅費とは、交通費及び宿泊費をいう。

(会員の旅費)

第3条 本会の要請により、委員会等に出席する会員に対して旅費を支給するものとする。

(交通費の算定基準)

第4条 交通費の算定基準は、次のとおりとする。

(1) 交通費は、所属機関の最寄り駅から用務地までとする。ただし、正会員個人は自宅の最寄り駅から起算する。

(2) 往復交通費合計額の100円未満は切上げとする。

(3) 原則として合理的な経路で計算する。ただし、所要時間、乗換え回数等を考慮する。

(宿泊費の支給)

第5条 宿泊費の支給基準は、次のとおりとする。

(1) 所属機関の最寄り駅又は正会員個人の自宅の最寄り駅を起点として、往路は午前7時までに出発しなければならない場合、帰路は午後9時までに到着できない場合、宿泊費を支給する。

(2) 会員の宿泊費は、用務地により、甲地は1泊10,900円、乙地は1泊9,800円とする。

(3) 甲地指定地域は、以下の表内に掲げるものとし、それ以外は乙地とする。

甲 地 指 定 地 域	
東京都	23区、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市、小金井市、国分寺市、国立市、田無市、狛江市
神奈川県	横浜市、川崎市、横須賀市、葉山町
愛知県	名古屋市
京都府	京都市
大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、東大阪市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、池田市、枚方市、茨木市、泉佐野市、八尾市、富田林市、寝屋川市、高石市、和泉市、箕面市
兵庫県	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市
福岡県	福岡市、北九州市

(航空運賃)

第6条 航空運賃の支給は、次のとおりとする。

(1) 原則として、用務地まで鉄道で片道4時間以上を要する場合は、航空運賃を適用する。

(2) 航空運賃は原則として合理的な経路で計算するが、本人の申出により、搭乗時刻、航空会社等を配慮する。

(非会員の依頼旅費)

第7条 非会員の依頼旅費は、第4条、第5条及び第6条の規定を摘要する。

(改廃)

第8条 この細則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この細則は、2023年10月23日から施行する。

附 則

この細則の施行に伴い、旅費規程は廃止する。